

(公財) 安全衛生技術試験協会

第5期中期計画

[計画期間]

令和5年4月～令和8年3月

第5期中期計画

第1 基本的考え方

我が国の労働災害は、長期的には減少しているが、令和2年まで減少していた死者者数について、令和3年においては、前年比55人、7.1%増の831人となっている。また、休業4日以上の死傷者数は、平成28年から3年連続で増加し、令和元年には減少に転じたが、令和2年においては再び増加し、令和3年においては前年比19,691人、15.5%増の146,865人に及んでいる。

また、近年増加している第三次産業を中心とした行動災害、高年齢労働者、働き方改革や職場におけるメンタルヘルスなどに対して対策を講じていくことが、社会的な課題となっているなど、労働安全衛生をめぐる問題の解決は、その重要性を増している状況にある。

このような中で、公益財団法人安全衛生技術試験協会(以下「当協会」という。)は、指定試験機関として、労働災害の防止のため課せられた責任を確実に果たしていくことが求められている。

当協会は、労働安全衛生に関する免許試験等の指定試験機関及び指定登録機関として、1期(平成24・25年度)、2期(平成26~28年度)、3期(平成29~31年度(令和元年度))及び4期(令和2~4年度)の中期計画を策定し、それぞれ所定の成果を収めてきたところであるが、前述のような状況を踏まえて、労働災害の防止のために積極的な役割を果たしていくため、令和5年度からの3年間(令和5年4月1日~令和8年3月31日)について、新たな中期計画を定め、的確な事業運営を行っていくものとする。

1 当協会の責務

我が国の職場における安全衛生の水準向上のためには、労働安全衛生を推進する人材、中でも危険有害な業務や労働安全衛生のための指導的立場に立つ業務に携わる人材を、質及び量ともに確保していくことが特に重要であり、労働安全衛生法等の関係法令に基づく免許・資格制度が、十分にその社会的機能を発揮することが求められている。

当協会は、労働安全衛生法等の関係法令に基づく免許・資格試験を国に代わって行う唯一の指定試験機関として、公正で安定かつ効率的な試験事務を確実に実施すること、また、労働安全・労働衛生コンサルタント(以下「コンサルタント」という。)及び作業環境測定士(以下「測定士」という。)に係る登録制度を、同じく国の指定登録機関として確実に運営すること、さらには、公益法人として公益法人認定法に定める公益認定基準等に則り、運営することが、課せられた責務であると認識し、今後3年間の事業運営を適切に実施するものとする。

なお、その事業運営に当たっては、厚生労働省を始めとする関係行政機関との連絡、連携等を密にして行うものとする。

2 受験者数の予測

近年の受験申請者数の動向をみると、平成 20 年度に免許試験で 20 万人を超えるピークを示して以降、平成 26 年度に 17 万台半ばまで漸減を続けていたが、平成 27 年度から増加に転じ、平成 29 年度から令和元年度まで 19 万台となった。

ところが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症に関する知見不足等により、多くの地域で感染症予防を優先したためほとんどの出張試験を中止せざるを得ず 13 万台まで減少したが、令和 3 年度は、感染症への対応方法の確立等により、的確な対応ができるようになり、一部の地域を除きほぼ全ての出張試験を実施できたことから、191,200 人（令和元年度 196,142 人）まで回復した。

この結果は、令和 2 年度の実績値は、今後の受験者数の予測にそのまま使うことは適切でなく、新型コロナウイルス感染症禍の影響を排除し推計を行う必要があることを示している。

したがって、当協会の各試験に係る年間当たりの受験申請者数については、令和 2 年度の実績を除く直前 3 年度間の受験申請者数の実績又は予測値を基に行うことを原則とする。なお、大きな景気変動や受験者数の動向の変化が見られた場合には、それも加味して行うものとする。

3 今後の事業運営に対する考え方

免許試験(18 区分)、コンサルタント試験及び測定士試験については、労働安全衛生を取り巻く現状、受験者数の動向等を踏まえて、試験問題の作成、受験資格の審査、試験の実施、合否の判定、配慮が必要な受験者への対応等に係る試験業務を的確に運営する必要がある。

令和 3 年 6 月 18 日閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において行政手続のデジタル化の推進のため各府省庁は、2025 年を目指して「デジタル・ガバメント実行計画」に従って、オンラインによる受付を可能とともに、手数料の納付等についてもオンライン化を推進するという、情報システムの整備等を行うこととされており、免許試験の実施及び登録の業務を担っている当協会としても、当該計画に沿った取組を行う必要がある。

なお、この取組は、第 4 期中期計画において、電子申請に向けての準備として盛り込まれたが、通信費、交通費等の受験手数料以外のコストや移動時間等の所要時間の削減という受験者の利便性向上が図られることから、それらに係る取組のより確実な実施、加速が求められている。

また、各センターの施設は、築 35 年以上経過しており、老朽化への対応が必要であるが、後述の 3 (2) イのとおり、第 4 期中期計画で策定した施設計画に基づき、経費節減を図るために、日常的に施設を点検し適宜の修繕を行う保全管理を行うとともに、大規

模修繕を的確に実施するなど、施設の長寿命化を図るとともに、必要なものについては、適時の建替えを行う必要がある。

さらに、各センターは、いずれも交通利便性が低い場所に立地しているが、特に、関東センター及び近畿センターは、千葉県市原市及び兵庫県加古川市に所在しており、東京及び大阪から公共交通機関を利用して往復4時間要する場所にあり、交通の不便に対する苦情が多く寄せられている。また、令和2年においては、新型コロナウイルス感染症禍により、大学等の試験会場が借用できず、出張試験のほとんどが中止となったことで、定員満員によりセンターでの受験を待機する者が増え、その対応に苦慮した。

このため、都市近郊である程度広い地域の受験ニーズに応えるよう、受験者の利便性の向上を図る必要がある。

以上のことから、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間を期間とする第5期中期計画期間(以下「第5期」という。)中においては、公正で安定かつ効率的な試験業務及び登録業務を確実に実行するとともに、試験業務・登録業務の的確な実施、電子申請・電子納付システム開発及び試験実施施設の維持管理、確保等による受験者の利便性の向上、効率的な事業運営等を以下により推進していくものとする。

第2 重点的実施事項

1 試験業務の的確な実施

(1) 良質な試験問題の確保

各試験問題の作成においては、各分野における産業技術の進展、法令の改正等について問題作成段階で十分な点検を行うとともに、以下ア、イ及びウのとおり試験問題検討委員会を開催することなどにより、より良質な試験問題の作成に努める。

また、過去における試験の平均点及び合格率の比較を行うとともに、試験問題ごとの正答率、識別値等を目安として試験結果について検討する。

さらには、試験問題の作成に当たって、作成段階での十分な点検、試験問題の審査体制の維持・強化、研修等によって、試験問題の内容等に関する不適切事案については、第5期中に発生させないことを目標とする。

ア 免許試験

免許試験員による試験問題検討委員会を以下のとおり開催する。

衛生管理者免許試験 年間6回

潜水士免許試験 年間3回

エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験 年間3回

特級ボイラーテク士免許試験 年間6回

安全関係免許試験 年間6回

イ コンサルタント試験

機械、電気、土木、化学、建築、保健衛生、労働衛生工学の7つの区分についての筆記試験の問題作成のため、労働安全・労働衛生コンサルタント試験専門委員会(座長会議、分科会)を年間36回開催する。

ウ 測定士試験

労働衛生一般、関係法令、デザイン・サンプリング、分析概論、鉱物性粉じん、放射性物質、特定化学物質、金属、有機溶剤の全9科目の問題作成のため、作業環境測定士試験委員会を年間34回(前期24回、後期10回)開催する。

(2) 試験の計画的かつ確実な実施

各試験は、第1の2「受験者数の予測」に基づいて第5期の初年度(令和5年度)について以下のとおり、各試験の受験申請者数を見込んで試験実施計画を策定するが、第5期の2年度目(令和6年度)以降については、初年度の実績値等を踏まえた予測値を基に景気変動や受験者数の動向を勘案して、各年度の試験実施計画を策定して実施するものとする。

また、各試験の実施に当たっては、受験申請書類等の確実な審査、試験当日の本人確認の徹底、厳正な試験の監督、的確な採点の実施、各審査体制の維持・強化など、公正な試験事務を実施することによって、試験の実施に伴う過誤事案については、第5期中に発生させないことを目標とする。

ア 免許試験

免許試験については、受験申請者数が、学科試験では186,049名、実技試験では4,765名、合計190,814名と見込まれることから、以下のとおり、免許試験を実施する。

① 学科試験及び実技試験を年間計画に基づき実施する。

なお、衛生管理者免許試験については、受験者数の動向に応じて、適宜、追加の臨時試験を実施する。

② 地区出張試験を43都道府県(宮城県、千葉県、愛知県及び兵庫県を除く。)の地区で実施する。

さらには、出張試験として、高等学校及び矯正施設で引き続き実施する。

イ コンサルタント試験

コンサルタント試験については、毎年度、筆記試験を1回(7か所)及び口述試験1回(東京都・大阪府内の2か所)で実施しているところ、受験申請者数については、労働安全1,450名、労働衛生890名、合計2,340名と見込んでいることから、第4期中と同様、筆記試験及び口述試験を同様の地域で実施するものとする。

また、今後において、高齢化等により、試験員が不足することが予想されることから、資質の高い試験員の確保を図るものとする。

ウ 測定士試験

測定士試験については、毎年度、第1種作業環境測定士試験を1回(各センター及び東京都内の8か所)、第2種作業環境測定士試験を2回(同8か所及び各センターの7か所)実施しているところ、年間の受験者数については、第1種測定士1,038名、第2種測定士1,344名、合計2,382名と見込んでいることから、第4期中と同様、各センターのほか、1回については東京都内にも試験会場を確保するものとする。

2 コンサルタント及び測定士の登録事務の的確な実施

コンサルタントの新規登録者数が365名、測定士の新規登録者数が625名と見込まれることから、登録者管理システムの維持・管理を適切に行い、公正かつ効率的な登録事務の実施に努めるものとする。また、登録に関する過誤は、第5期中に発生させないと目標とする。

なお、新規登録者の見込みについては、1の(2)の受験申請者の見込みと同様に行うものとする。

3 受験者の利便性の向上

(1) 電子申請・電子納付システム開発

令和3年6月18日閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、また、デジタル行政の動向を踏まえ、第5期の初年度(令和5年度)に受験者管理システムと連携する電子申請及び電子納付システムの開発を開始し、第5期の2年度(令和6年度)から添付資料が不要な試験の受験申請に係るものを稼働させ、その周知により、電子申請・電子納付の利用率の向上を図る。

その後、添付資料が必要な免許試験、コンサルタント試験及び測定士試験並びにコンサルタント登録及び測定士登録について、受験者管理システム及び登録者管理システムと連携する電子申請・電子納付システムについても計画的に更改を行う。

また、試験問題の作成方法、試験実施等に係るデジタル化についても継続的な検討を行っていく。

(2) 試験実施施設の維持管理、確保

ア 施設の長寿命化

各センターの施設は、築35年以上経過しており、大規模修繕積立金を確保し、令和2年度に中部センターの大規模修繕工事を実施した。

令和2年度に第4期中期プロジェクトを組織横断的に編成し、センター施設等のあり方について検討を開始し、建設コンサルタントの助言を踏まえ、RC造のセン

ターについては、経費節減を図るため、日常的に施設を点検し適宜の修繕を行う保全管理を行うとともに、大規模修繕を的確に実施することにより、施設の長寿命化を図り、また、鉄骨造の関東・近畿センターについては、適時のRC造による建替えを行うこととした。その建替えについては、常設外部会場の賃借に併せて規模を縮小することとした。これらにより、各センターの修繕計画を見直し、新たに施設計画を策定した。

なお、施設計画策定に当たっては、特定の時期の受験者に負担が偏らないよう、資金の積立、支出等の平準化に配慮した。

この策定した施設計画に基づき、日常的に施設を点検し適宜修繕を行う計画的な保全管理を行うことで施設の長寿命化・効率化を図る。

イ 常設外部会場の賃借による設置

受験者の利便性の向上及び受験機会の確保を図るため、交通利便性が高く、受験者数の多い東京都内、大阪府内に常設外部会場を賃借により設置する。

当該会場の設置は、アクセスの容易さなど利用者の利便性向上、当該地域・周辺地域の出張試験に替わる安定的な会場確保・受験回数の大幅増、センター建替時のその分の規模縮小によるコスト削減ができるなど多くのメリットが見込まれる。

(3) 配慮の必要な受験者への対応

身体に障がいを有するなど配慮が必要な受験者に対しては、点字や音声再生による試験の実施等により、受験者の要望に応じて適切な配慮を行う。

(4) 適切なニーズ把握・広報活動

試験制度に関する最新の情報、地域の実情及び受験者ニーズを把握し、的確な広報に努める。このため、分かりやすい試験案内を作成するとともに、受験申請時に必要な情報、試験実施に係る最新の情報を的確にホームページへ掲載するなど、その充実に努める。

また、引き続き、合格者一覧のホームページへの掲載及び試験不合格者に対する得点の通知を実施するとともに、年2回分の選択肢式試験問題について正答も含め公表する。

4 効率的な事業運営

最近の産業構造の変化、労働人口の減少等により、各試験の受験者数の大幅な増加が見込めないこと、また、各センターの施設が老朽化している中で、各センターの維持管理、確保に相当の経費を充当する必要があること、電子申請・電子納付システムの導入・維持管理に相当の経費を充当する必要があること、新型コロナウイルス感染症禍と同様の事態に備えるための事業費調整準備金の積増しが必要であることなど、今後の当

協会の財務状況については楽観を許さないものがあることから、支出経費については、できるだけ節減する必要がある。

したがって、支出経費については、次の（1）～（3）に取り組むこと等によりできる限り節減することを目指す。

（1）組織・運営体制の維持

当協会の試験事務の実施に当たっては、必要最小限の人員で対応するとともに、電子申請・電子納付システムの導入に伴い必要に応じ、効率的な事務処理を行う組織体制の見直しを行うものとする。

（2）試験事務等の効率化

第5期中に受験者管理システム及び登録者管理システムと連携する電子申請・電子納付システムを開発、稼働させることから、事務処理方法の見直し、電子申請・電子納付システムの活用により、試験事務の効率化を図る。

また、第4期中に導入したWeb会議システムの活用拡大を図るなどにより、情報共有を図り、効率的な事務処理を行うとともに、本部及びセンターの事務処理について勤怠管理システム、ワークフローシステムを導入するなど業務プロセスの効率化を図る。

（3）契約・調達の効率化

支出経費については、内容・積算根拠の精査等による縮減に努める。

契約については、一般競争入札を原則とする。また、一般競争入札によらないものについては、インターネットの活用等により、廉価なものの調達に努める。

5 職員の能力向上

各種研修、会議等により、職員の能力向上を図っているところであるが、第5期中においても、新規採用職員研修、初任時研修、若手職員を含め試験問題作成能力向上のための研修、職員の資格取得の促進を図る。

また、人事異動をはじめとした人事施策により、本部及び各センターの実務経験を積むため、計画的な人事異動の実施によって若手職員を中心とした職員の中長期的育成を図るほか、情報システムセキュリティ強化ための情報セキュリティ研修、各種ハラスメントの防止をはじめとする人権に係る研修等を適宜開催するものとする。

6 個人情報等機密事項の漏えい防止対策の徹底

受験者等管理システム、ホームページ、インターネット及びインターネット環境における情報システムセキュリティ強化対策及び管理体制強化対策については、第5期中においても維持・推進するとともに、これらの対策が、関係する規程、要領等に基づいて、適切かつ継続的に実施されるよう、情報セキュリティ監査として、全部署において

て、チェックリストによる自主点検を行うほか、本部による実地監査を行う。これらの対策の実施によって、試験問題の漏えい及び受験者等の個人情報漏えいは、発生させないことを目標とする。